

県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月1日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第3号

県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和43年岩手県規則第83号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(休業補償を行わない場合)</p> <p>第7条の2 条例第8条ただし書に規定する規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 少年法第24条の規定による保護処分として少年院若しくは児童自立支援施設に送致され、収容されている場合、同法第64条の規定による保護処分として少年院に送致され、収容されている場合、<u>同法第66条の規定により少年院に収容されている場合又は売春防止法（昭和31年法律第118号）第17条の規定による補導処分として婦人補導院に収容されている場合</u></p>	<p>(休業補償を行わない場合)</p> <p>第7条の2 条例第8条ただし書に規定する規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 少年法第24条の規定による保護処分として少年院若しくは児童自立支援施設に送致され、収容されている場合、同法第64条の規定による保護処分として少年院に送致され、収容されている場合<u>又は同法第66条の規定により少年院に収容されている場合</u></p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。